

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和4年10月19日付けの保護申請却下通知書により行った保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、本件処分が違法又は不当であることを、以下のとおり主張する。

〇〇区が行った却下は、不当かつ違法であるため、生活保護費をさかのぼり、支払わせる（支給する）よう請求する。

### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のよう審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 6年 1月 25日	諮問
令和 6年 5月 24日	審議（第88回第2部会）
令和 6年 6月 21日	審議（第89回第2部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

(1) 法4条1項は、保護は生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法8条1項は、保護は厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものと規定している。

(2) 法19条1項は、次に掲げる者に対して、法の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならないと規定している。

ア その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者

イ 居住地がないか、又は明らかでない要保護者であって、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの

(3) 法24条1項は、保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、同項各号に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとし、同項1号に「要保護者の氏名及び住所又は居所」を、4号に「要保護者の資産及び収入の状況」を挙げている。

また、同条2項は、同条1項の申請書には、添付することができない特別の事情があるときを除き、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な書類を添付しなければならないものとしている。

そして、同条3項は、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないとし、同条5項本文は、同条3項の通知は、申請のあった日から14日以内にしなければならないとしている。

(4) 法28条1項は、保護の実施機関は、保護の決定又は実施のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために、当該要保護者に対して、報告を求めることができるとしている。

また、同条5項は、保護の実施機関は、要保護者が同条1項の規定による報告をしないときは、保護の開始又は変更の申請を却下することができるとしている。

## 2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、令和4年10月6日、手持ち金がなく、アパートを退去させられたことを理由として請求人から本件申請を受け、無料低額宿泊所を案内したものの入所に至らなかったこと、本件申請の際に請求人から提出された書類には請求人の居所及び連絡先の記載がなかったこと、翌日、他自治体からの連絡の際に来所を促し、同日事務所に来所した請求人に、前日の宿泊先、居所等を尋ねたが、回答が得られなかったことが認められる。

その後、処分庁から請求人に連絡を取ることができない状態のまま、令和4年10月19日までに、請求人から、事務所に対し、自身の現在地又は居住地を知らせるなどの連絡はなかったことが認められる。

そうすると、処分庁としては、請求人が処分庁の所管区域内に居住地又は現在地を有するか確認できず（上記1・(2)参照）、また、請求人の生活実態の調査もできず、請求人の保護の必要性を確認することができなかったものと認められる。

以上によれば、処分庁が、請求人について、保護の要否判定及び程度の決定ができないと判断して本件申請を却下したことに不合理な点はなく、本件処分は、上記1の法令等の定めに則って適正になされたものといえ、違法又は不当な点を認めることはできない。

したがって、本件処分は、上記1の法の定めに則ってなされたものといえる。

## 3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり主張する。

しかし、居所及び連絡先を明らかにしない請求人と連絡が取れず、請求人の保護の要否を決定することができないことから、「居住実態がないことにより、保護を申請後、居所不明の状態が続いており、生活実態が不明なため」と理由を付して行った本件処分に違法又は不当な点が認められないことは上記2で述べたとおりである。

したがって、請求人の主張には理由がない。

## 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤真理子、筑紫圭一、中村知己